

2 陳情第 21 号

2 陳 情 第 2 1 号	—————立ち入り検査に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 2 年 1 1 月 2 4 日 受 理、 令 和 2 年 1 2 月 1 日 付 託
陳 情 者	新宿区四谷三栄町————— —————

(要 旨)

新宿区民の健康被害、経済被害を防止するために、————— (旧—————
—————) への立ち入り検査をして下さい。

(理 由)

国が決めた基準を無視して自分勝手な基準を用い、健常者数千人を性感染症と診断し、民事、刑事裁判になりました。両裁判ともクリニックが敗訴しており、刑事裁判では有罪、懲役 2 年 6 月、4 年間執行猶予の判決が下されました。

執行猶予中にもかかわらず、2020 年 2 月から—————とクリニック名を変えて同じ場所で診療をしています。

新宿区保健所に情報提供して立ち入り検査を要請しましたが、2 ヶ月も経ったのに対応されていません。医療法第 25 条により立ち入り検査の権限があるのに、前区長は「権限が無い」と誤った回答をしました。保健所が適切な対応をすれば裁判をすることも無かったのです。何のために血税を使った保健所があるのでしょうか。

情報提供した私に保健所からは回答がありませんが、相談した区議が問い合わせたところ「医師免許が剥奪されていないので立ち入りはできない」と回答がありました。

—————は保険指定医ではないのに指定医と広告し、都営地下鉄新宿三丁目駅そばに看板を 10 ヶ月も掲示しています。東京都交通局は前回も公益に反するこのクリニックの看板の掲示を許可していたことも都民、納税者への背信行為だと思います。

有罪になった刑事裁判は健康保険詐欺事件でしたが、国が決めた基準を無視して、自分勝手な基準を用いて健常者を全て性病と診断してしまいました。むしろ、保険金詐欺よりもこちらの方が大問題です。

現在も健常者を病気と嘘の診断をしているものと思われます。今後、同じような被害者を出さないためにもぜひご検討をお願いします。